

宮崎県庁 5号館の利活用調査業務委託仕様書

1 目的

昭和元年に建設された宮崎県庁 5号館（以下、「5号館」という。）は、令和7年度に竣工100周年を迎える歴史のある庁舎であり、令和3年には「造形の模範となっている」として、国の登録有形文化財に登録されている。

宮崎県庁防災庁舎の整備に伴う曳家工事（令和2年）により現在の位置に移転して以降、5号館は主に会議室として供用されているが、音の反響が大きい等の理由により会議室としての使用に適さないことや、5号館の利用者が職員等一部のみに限定されていることが課題として挙げられている。

今後、5号館の持つ歴史的な価値や優れたデザイン等の魅力を最大限に発揮しながら、5号館を「憩いの場」として多くの方が気軽に利用できる施設として整備するために、5号館の商圈調査及び5号館の利活用方法の提案を委託する。

2 委託事業名

宮崎県庁 5号館の利活用調査業務

3 5号館の概要

住所：宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番18号

竣工：昭和元年（1926年）

構造：鉄筋コンクリート造2階建 建築面積430㎡、延床面積749㎡

4 委託業務の範囲

具体的な業務内容は(1)及び(2)のとおり。なお、調査及び利活用方法の提案については、イメージ図等を活用し、分かりやすい工夫を心がけること。

(1) 商圈調査

立地特性（周辺の土地建物利用状況、社会基盤整備状況、交通環境など）及び地域特性（周辺住民、観光客を含む周辺住民以外の来街者、昼間・夜間人口の特徴、地域の歴史や文化、地域活動の有無など）を踏まえた、5号館周辺の商圈について調査を行うこと。

(2) 今後の利活用方法の提案

5号館を県民の「憩いの場」として整備するに当たっての利活用方法について提案を行うこと。ただし、提案は、必要に応じてペルソナを設定する等メインターゲット層を示すなど、4(1)の調査結果を踏まえた上で行うこととし、3パターン以上の利活用方法を提案すること。

また、提案する利活用方法について、参考になる情報（他県における類似事例、想定される事業スキーム等）があれば、併せて記載すること。

なお、提案する利活用方法は、県が直接事業を実施する想定であっても、民間事業者等が事業を実施する想定であっても差し支えない。

5 委託業務に関する経費の管理等

受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計

年度の終了後、5年間保存すること。

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ①納品する成果品について第三者の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を受託者が負うこととする。
- ②受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 成果品及び成果報告書の提出

成果品である(1)及び(2)については、完成次第速やかに納品すること。また、全ての業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出するとともに、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

(1) 印刷物 2 部

指定の部数を納品すること。なお、納品場所は宮崎県総務部財産総合管理課とする。

(2) 電子データ 1 部

電子データについて、CD-R、又はDVD-Rにて納品すること。なお、広報等のために、必要な範囲内で県が複製等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上、著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なく使用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により受託者が特定した後、受託者との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、

業務の一部を委託することができる。